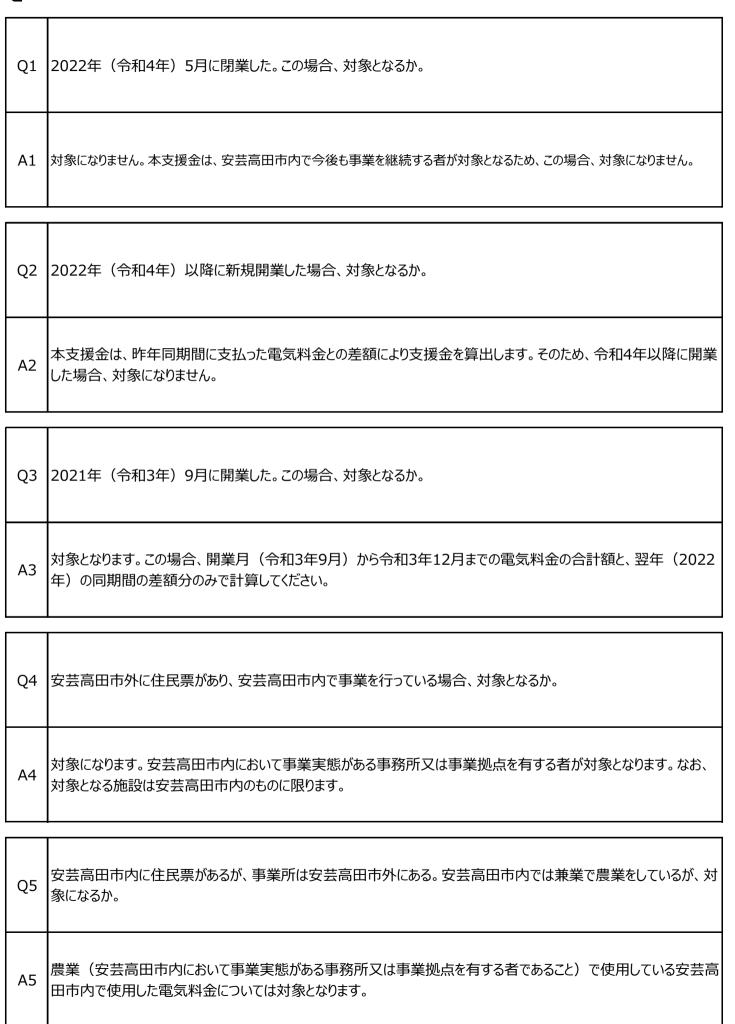
Q&A



Q6	確定申告書に受付印がなく、e-taxの受信通知等も残っていない。代わりになる書類があるか。
A6	税務署で「納税証明書(その2)」を取得してください。なお、「事業所得の証明」を依頼し、事業所得金額の記載がある納税証明書の発行を受けてください。
Q7	電気料金には家庭で使用したものが含まれている。まとめて申請してもよいか。
A7	対象となる電気料金は事業用のみです。家庭で使用した電気料金は対象になりません。確定申告等で事業用と家庭用を按分されている場合、同じ按分率で申請ください。
Q8	安芸高田市内で商工業を営み、農業も兼業している。商工業・農業で使用した電気料金はどちらも対象になるか。
A8	対象になります。商工業と農業で使用した電気料金を合計して記入してください。決算書(収支内訳書)は商工業と農業の両方を提出してください。
Q9	電気の使用量が多く、1月から3月分の使用料金で給付金額が上限に達する見込みである。電気料金の集計及び 記載は12月分まで必要か。
A9	必要ありません。支援額が上限に達する月の電気料金まで集計し、記載してください。
Q10	対象となる電気料金は支払日基準か。検針日基準か。
A10	検針日基準となります。

Q11	電気料金を証明する資料は具体的にどのようなものか。
A11	電力会社の発行する明細書、Webマイページ等の写し、料金の請求書、領収書、納付書の控え、口座振替された通帳の写し(該当ページと通帳表紙を添付のこと)
Q12	市内と市外に事業所をもち、電気料金は一括で請求されているため市内利用分の電気料金が区分できない。どうすればいいか。
A12	電力会社の発行する明細書や契約番号毎で確認ください。確認が難しい場合、契約している電力会社に問い合わせください。
Q13	テナント(または賃貸物件)に入居しており、テナント管理者(大家)に電気料金を支払っている。 支払った電気料金は対象になるか。
A13	請求書等で、電気料金の金額が明確に分かる場合は、対象となります。
Q14	テナント管理者(大家) であり、電気料金を電気会社に一括して支払い、毎月、入居者に電気料金を別に請求している。この場合、対象となるか。
A14	テナント管理者(大家)が電気会社に支払う電気料金のうち、入居者に請求している金額は対象となりません。なお、この場合、賃貸借契約書等の内容を確認させていただく場合があります。
Q15	テナント管理者(大家)であり、共益費(管理費)の中に電気料金が含まれているが、対象になるか。
A15	共益費(管理費)などの明細書等で、電気料金の金額が明確に分かる場合に限り、対象となります。

Q16	市内に複数の事業所がある場合、事業所単位で申請できますか。
A16	できません。申請は1事業者1回限りとなります。